2025年度経済学部給付奨学金＜自己推薦＞奨学生募集要項

経済学部

経済学部では、1997 年度より学力優秀でかつ社会文化活動等で特に優れた学部学生を対象に、「自己推薦」枠を設けました。2000 年度から各種資格試験において優秀な成績を修めた者について枠を広げ、2014 年度からは学業成績等が優秀な者についても枠を広げました。

希望者は、次に掲げる事項を熟読したうえで期間内に出願手続をしてください。

１．給付奨学金の額及び給付の方法

(1)給付金額は、200,000円とします。

(2)給付奨学金は、給付奨学生が指定する銀行口座に振り込みます。

２．奨学金の給付期間　　給付奨学金の給付期間は、当該年度限りとします。

３．募集人員　　20名程度

４．出願資格

前年度のGPAが2.0以上の経済学部2年次以上4年次以下の在学生で、以下の(1)から(4)いずれかの基準を満たす者。ただし、2025年度に経済学部給付奨学生である者、2025年度編入学生を除く。

※過去に採用された場合、同じ内容での出願は認めません。

※(1)から(3)について原則過去１年以内（概ね2024年10月以降）の活動実績内容で出願してください。
2年次の在学生は入学後（2024年4月以降）の活動実績内容で出願ができます。

※出願資格に複数該当する場合は1つに絞って出願してください。

※本奨学金は自己の成長のために使用してください。

(1)学内、学外を問わず、ボランティア、スポーツ等の社会文化活動等において顕著な活躍をした者で、その活動の今後の計画において本奨学金を有意義に活用できる計画がある者。

(2)会計専門職・コンピュータ・経済学・語学等の資格試験において優秀な成績を修めた者、または同分野の国家公務員採用試験に合格した者で、本奨学金を有意義に活用できる計画がある者。
（例）国税専門官・税理士・公認会計士試験短答式試験・不動産鑑定士・情報処理技術者試験（基本情報技術者試験、応用情報技術者試験）、経済学検定試験（ERE または ERE ミクロ・マクロどちらでも可）ランクＡ+、TOEFL-iBT 79 点（TOEFL-CBT 213 点、TOEFL- PBT 550 点）、TOEIC（IP テスト含む）750 点以上のレベルを目安と考えてください。

(3)国家公務員総合職、地方公務員（上級職に相当するもの）の合格者で、本奨学金を有意義に活用できる計画がある者。

(4)前年度 GPA が『3.66』以上で、本奨学金を有意義に活用できる計画がある者。

５．出願期間・出願方法

出願期間　**2025年9月22日（月）～9月29日（月）**　＜※郵送の場合は消印有効＞

＜STEP1＞

manaba［コース名：経済学部給付奨学金］のアンケートから出願エントリー

https://room.chuo-u.ac.jp/ct/course_3406573_survey_3538062

→出願期間内にアンケートから出願に関する設問に回答してください。

＜STEP2＞

manabaコースのアンケートにおいて、出願のエントリーを行った後、「６．出願書類」記載の書類を全て揃えて、出願期間内に経済学部事務室へ提出もしくは郵送（※郵送の場合は出願期日までに必着）してください。

〒192-0393　東京都八王子市東中野742-1 経済学部事務室奨学金担当

→出願期間内に＜STEP1＞と＜STEP2＞を終えたら出願完了。

＊出願書類の受領通知については、10月2日（木）にＣplusに登録されているメールアドレスへお送りします（Ｃplus内「お知らせ」にも掲載します）。

６．出願書類

(1)活動証明資料（出願資格と関係のない資料は提出しないでください）

＊資料は、本人の社会文化活動、資格試験等の成績、記録、特記事項が掲載されている雑誌、新聞、表彰状、スコア等のコピーとします。**活動証明資料について不明な点がある場合は、出願前に経済学部事務室 奨学金担当までお問い合わせください。**

(2)C plus 成績照会画面のプリントアウト

(3)口座振込依頼書

奨学生として採用となった場合に、奨学金の振込を希望する銀行口座を記入してください。

(4)誓約書

「経済学部給付奨学金に関する取扱要領」を確認の上、記入して下さい。

※(3)、(4)については不採用となった場合、事務室にて責任を持って破棄いたします。

※(3)、(4)については下記 URL よりダウンロードできます。

URL：https://econ.r.chuo-u.ac.jp/scholarship/005/

７．選考方法・日時

選考方法　書類審査ならびにオンライン面接審査

面接審査日：2025年10月4日（土）予定　開始時間：後日連絡

※オンライン面接については、受領通知と同時にC plusに登録されているメールアドレスにお送りします（C plus内「お知らせ」にも掲載します)。

８．採否結果の発表　　10月16日（木）発表予定

採否結果は、C plusに登録されているメールアドレスにお送りします（C plus内「お知らせ」にも掲載します)。

９．その他

(1)給付奨学生は、資格を有する期間において、他の学内・学外奨学金との併給を妨げません。

ただし、中央大学予約奨学金、学長賞・学部長賞奨学金、経済学部創立百周年記念奨学金、経済学部グローバル人材育成奨学金との併給は認めません。

※奨学金の併給については、中央大学経済学部事務室 奨学金担当までお問い合わせください。

(2)給付奨学生には、年度末に本奨学金の使途を明瞭に記載した活動報告書を提出していただきます。

(3)奨学金の給付期間は当該年度限りです。次年度についても出願は可能ですが、同じ内容での出願は認めません。

(4)給付奨学生が次のいずれかに該当する場合はその資格を失います。

① 給付金の給付を辞退したとき。

② 休学又は退学したとき。

③ 停学又は退学の処分を受けたとき。

④ 申請書類に虚偽の記載をして給付を受けたことが判明したとき。

⑤ 経済学部給付奨学生等選考委員会が給付奨学生として適当でないと認めたとき。

(5)給付奨学生の資格を失った者は、給付金を返還する必要があります。

(6)原則として面接日に欠席した場合は、棄権したものとみなします（例えば、ゼミ合宿、部活・サークル合宿等によって面接を欠席した場合は棄権したものとみなします)。ただし、面接当日に授業等で都合の悪い時間帯がある場合は、出願書類提出時に事務室に申し出て下さい。

【お問い合わせ先】

中央大学経済学部事務室　奨学金担当

〒192-0393　東京都八王子市東中野742-1

TEL：042-674-3317　　MAIL：k-shougakukin-grp@g.chuo-u.ac.jp

以　上

経済学部給付奨学金＜自己推薦＞合格者活動内容（過去3ヵ年）

年度（人数）	活動内容
2024年度 （18人）	・前年度GPAが『3.62』以上
	・地方公務員
	・税理士試験
	・国家総合職試験経済区分最終合格、国家一般職試験行政区分最終合格
	・地方公務員（上級職に相当するもの）の合格者
	・福島県庁行政事務　内定
	・基本情報技術者試験
	・前年度GPAが『3.62』以上
	・前年度GPAが『3.62』以上
	・公認会計士試験短答式試験
	・TOEIC
	・社会貢献活動・ゼミ活動
	・証券アナリスト資格
	・宅地建物取引士資格試験
	・IELTS
	・日商簿記検定
	・日商簿記検定試験、ファイナンシャル・プランニング技能検定試験、ITパスポート試験
	・前年度GPAが『3.62』以上
2023年度 （30人）	・前年度GPA3.71以上
	・公認会計士試験論文式試験合格
	・群馬県庁上級行政A内定
	・国税専門官試験合格
	・前年度GPA3.71以上
	・日商簿記検定1級合格　・公認会計士試験短答式試験合格
	・TOEIC750点以上
	・前年度GPA3.71以上
	・TOEIC750点以上　・基本情報技術者試験合格　・英語検定準1級合格
	・書道での活動
	・小平市役所内定
	・前年度GPA3.71以上
	・前年度GPA3.71以上
	・TOEIC750点以上
	・前年度GPA3.71以上
	・前年度GPA3.71以上
	・情報処理技術者試験合格
	・スカッシュでの大会成績
	・公認会計士試験短答式試験合格
	・TOEIC750点以上
	・TOEIC750点以上
	・前年度GPA3.71以上
	・前年度GPA3.71以上
	・TOEIC750点以上
	・TOEIC750点以上
	・日商簿記検定2級合格　・FP技能検定3級合格
	・前年度GPA3.71以上
	・前年度GPA3.71以上
	・カーリングでの大会実績
	・ダブルダッチでの大会実績
2022年度 （17人）	・令和4年度青森県職員採用試験
	・TOEIC780点
	・前年度GPA3.79以上
	・前年度GPA3.79以上　・TOEIC825点
	・TOEIC(IP)950点
	・前年度GPA3.79以上　・Microsoft Office Specialist Word 365&2019　・3級ファイナンシャル・プランニング技能士試験
	・TOEIC(IPテスト)765点
	・沖縄県職員採用上級試験(内定の予定)、東京都職員I類A採用試験(内々定辞退)
	・東京都職員採用試験(1類B行政一般方式)
	・前年度GPA3.79以上　・TOEIC750点以上　・日商簿記2級　・基本情報技術者
	・前年度 GPA が『3.79』以上
	・TOEIC815点
	・前年度GPA3.79以上
	・ライフセービングでの活動
	・前年度GPA3.79以上　・TOEIC830点　・英検準一級
	・前年度GPA3.79以上
	・前年度GPA3.79以上

＊　上記活動に関しては出願書類から要約、抜粋したものです。ただし、類似の活動を行った場合でも、
必ずしも給付奨学生として採用されるとは限りません。

経済学部給付奨学金に関する取扱要領

（目的）

第１条　この取扱要領は、中央大学給付奨学金規程（以下「規程」という。）第１条第２項に規定する給付奨学金のうち、同第４条第１項の規定に基づいて、経済学部の学部生給付奨学金について必要な事項を定める。

２　前項の奨学金を受ける者を経済学部給付奨学生（以下「給付奨学生」という。）といい、その奨学金を経済学部給付奨学金（以下「給付奨学金」という。）という。

（給付金の額）

第２条　規程第１条第２項に規定する給付奨学金の給付額は、経済学部に配分された当該年度の予算の範囲において、原則として授業料相当額の半額を限度とし、別に定める要項によるものとする。

（給付の方法）

第３条　給付奨学生への給付奨学金の給付は、給付奨学生が指定する銀行口座に振り込むものとする。

（給付奨学生の選考）

第４条　給付奨学生の選考は、給付を申請した次の者について行う。ただし、採用年度において、給付奨学生である者を除く。

一　勉学の意欲が高く、特に能力・人物が優秀と認められる者

二　経済的事情により、勉学に支障が生じると認められる者

（給付奨学生の選考方法）

第５条　前条の規定に該当する給付を申請した者のなかから、経済学部給付奨学生等選考委員会（以下「委員会」という。）が第６条に規定する選考基準を満たした者を選考し、委員会の議を経て、教授会が決定する。選考方法は、別に定める要項によるものとする。

（給付奨学生の選考基準）

第６条　給付奨学生の選考基準は、委員会の議を経て、教授会が決定する。

２　給付奨学生に関する選考基準は、別に定める要項によるものとする。

（継続の審査基準）

第７条　規程第６条第２項に規定する継続の適否に関する審査基準は、委員会の議を経て、教授会が決定する。

２　継続の適否に関する審査基準は、別に定める要項によるものとする。

（給付の申請）

第８条　給付奨学金の給付を申請しようとする者は、所定の必要書類を指定された期日までに学部長に提出しなければならない。

２　前項に規定する必要書類は次の通りとする。

一　給付奨学生願書またはエントリーシート

二　その他、経済学部が指定する書類

（決定の手続）

第９条　給付奨学生は、第５条の規定により選考された者について、教授会が決定する。

２　給付奨学生の継続については、第７条の規定に基づき、委員会の議を経て、教授会が決定する。

３　前２項で決定した事項については、本人及び保証人にその旨を通知する。

（給付奨学生の補充採用）

第１０条　給付奨学生に欠員が生じたときは、当該年度経済学部に配分された予算の範囲において、補充を行うことができる。

（辞退の手続）
第１１条　給付奨学生は、学部長に申し出て、給付金の給付を辞退することができる。
（資格の喪失の決定）
第１２条　規程第１１条第一号から第六号に規定する者及び委員会が給付奨学生として適当でないと認めた者については、委員会の議を経て、教授会が給付奨学金の給付の停止を決定するものとする。
２　前項で決定した事項については、本人及び保証人にその旨を通知する。
（給付金の返還）
第１３条　前条の規定に基づき、給付奨学生の資格を喪失した者は、給付奨学金を返還しなければならない。ただし、第１１条の規定により辞退した場合についてはこの限りでない。
２　給付奨学金の返還は、返還の通知を受けた日から起算して１年以内に行わなければならない。
（報告の義務）
第１４条　学部長は、中央大学奨学委員会規程第６条第２項のただし書の規定に基づき、給付奨学金に関する事項について、同委員会に報告しなくてはならない。
（事務の所管）
第１５条　給付奨学金に関する事務は、経済学部事務室が所管する。
（細則）
第１６条　この取扱要領に特別の定めがあるものを除くほか、この取扱要領の実施のため必要な細則については、別に定めることができる。

附 則

（施行期日）
１　この内規は、２００１年４月１日から施行する。
（経済学部給付奨学生選考に関する内規の廃止）
２　経済学部給付奨学生選考に関する内規は、廃止する。

附 則

この取扱要領は、２００２年４月１日から施行する。

附 則

この取扱要領は、２００７年４月１日から施行する。

附 則

この取扱要領は、２０１４年４月１日から施行する。

附 則

この取扱要領は、２０１５年４月１日から施行する。

附 則

この取扱要領は、２０１７年４月１日から施行する。